

2. 介護保険審査増減単位数通知書についてのQ&A

(1) サービス事業所からのよくある質問

Q1 介護保険審査増減単位数通知書とは何ですか？

A1 介護給付費明細書の審査の結果、単位数の増減の内容をお知らせするもので、返戻ではありません。

Q2 単位数の増減が発生する原因は？

A2 主に減単位ですが、サービス事業所から請求された単位数合計が、居宅介護支援事業所が作成した給付管理票にある単位数合計より多いために発生します。(サービス利用票やサービス利用票別表を確認しても解決できません)

Q4 介護保険審査増減単位数通知書が届きましたが、確定単位数とは何ですか？
請求単位数とは？

A4 確定単位数とは、給付管理票に記載されている単位数です。請求単位数とは、請求明細書に記載されている単位数です。

- ① 確定単位数が正しい → 何もする必要がありません
- ② 請求単位数が正しい → 給付管理票に誤りがあります

②の場合、ケアマネに給付管理票の「修正」を依頼してください。請求明細書の再提出の必要はありません。

(給付管理票が修正されたことは、翌月「介護給付費再審査決定通知書」で確認することができます。また、支払については、当月は確定単位数分が支払われ、給付管理票の修正後に差額分が自動的に復活し支払われます。

<詳しくは、『返戻・増減のチェックポイント』をご覧ください>

Q5 介護給付費再審査決定通知書が届かないので、ケアマネジャーに給付管理票の提出を確認しても、「提出した」の回答のみで取り扱ってもらえません。どうしたらいいの？

A5 「提出した」といっても作成区分を「修正」ではなく「新規」で提出し、返戻(NOエラー)に気付かれていない場合や、当該サービス事業所分を記載せず給付管理票を作成している場合があります。提出状況や返戻一覧表を確認するよう依頼してください。